

鑑定意見書その2の補足

2019年1月30日

嬉野市政治倫理審査会
会長 吉田一穂 様

九州大学名誉教授
斎藤文男

被請求者手続代理人・鬼塚正敏弁護士が1月2日付「弁明書(5)」の5ページにおいて、筆者の「鑑定意見書その2」における見解を一意図的にか、法律家にあるまじき無知ゆえか、一誤って援用しているのが、正しておく。

- 1 弁明書(5)は、「斎藤教授が指摘するような反社会的勢力との会合、性的接待を含む供応、泥酔による迷惑行為…」と述べるが、筆者は「性的接待を含む供応」「泥酔による迷惑行為」を挙げていない。これは虚言だ。
- 2 「ちなみに」と断って筆者が例示したのは、たとえ違法行為、不法行為でなくとも、市民の代表者としての信用失墜行為、職務に関する不正疑惑行為として、市民の調査請求が出され、あるいは審査会の審決が出た実例に限られる。その他が含まれない趣旨ではない。
- 3 と、ところが弁明書(5)は、以上のことから敷衍して、「車と利害関係があることが明らかで業者との会合等でもなく、

十分な対価(費用の誤り)も負担しているような状況で行われた本件会食においては、被請求者がこれに参加したからといって本条例4条1号に該当しない」と独断する(下線は引用者)。

ここには、2つの誤りがある。

(1) 対価性(有利な取計いと利益供与の対応)は、贈収賄罪の成立要件であって、本号には関係がない。賄賂の認識も不要だ。したがって、有利な取計いの請託がなく、「十分な対価(費用の誤り)を負担」したからといって、本号の適用を免れる理由にはならない。

(2) 本号の適用を、市と利害関係の明らか業者との会食に限るとの解釈上の論拠はどこにもない。

察するに、これらの議論は、本件が4条2号に該当しないと書いたためなのであろう。

4条2号の規定の解釈について再論しておく。

(1) 2号は、市長等・議員が「市民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかまる金品も授受しないこと」と定める(下線は引用者)。

平たくいえば、これは公私混同の戒めだ。「利害関係の明らか業者」による供応接待に限られず、応分の費用を負担したことも言い訳にはならない。

(2) 「地位利用の金品の授受」とは、相手方が市長等・議

員により取り計らってもらった下心で物品を提供し、市長等・議員がこれを收受することをいう。これは刑法の贈収賄罪ではないから、贈賄の認識も、対価性も、有利な取計いの申込み(請託)も不要だ。また、国家公務員倫理法・同規程が定める「利害関係者」からの供応接待の禁止は、規制の目的・対象が異なるから、本件にその解釈を準用ないし援用することはできない。

(3) 2号にいう「金品」とは、金銭および物品を指す。物品には酒類・食品を含み、持ち帰って消費するか、收受した場で消費するかを問わない。

なぜならわざわざ「いかなる」金品の授受と断っているのは、物品の種類、使用・消費の態様、その時点とかがわりなくの意と解されるからだ。

さもないと、高価な腕時計や美術品をもらっても、いったん持ち帰らずにその場で腕につけ、その部屋に飾れば、「授受」したことにはならぬという不条理な結果に陥る。

上記の諸点について、数次に及び弁明書は合理的な反論を示していない。

政治倫理審査会はカネエの騒動を問われている。政治倫理のお目付け役として、本乗例の適正な解釈・運用を期待する。

以上